

都市部接客を伴う飲食店における新型コロナウイルス感染症確定例の濃厚接触者に対する健康観察結果について(速報)

港区みなと保健所

要約：

都市部の夜の接待を伴う飲食店等において、新型コロナウイルス感染症のクラスターが多数発生している。区内でも新型コロナウイルス感染症確定例が確認された飲食店が複数あり、その場合の積極的疫学調査や健康観察の状況について、2020年3月に実施した1事例をまとめた。

保健所による調査で対象となった濃厚接触者数は従業員のみで、店の聞き取りにより3月20日以降の確定患者を含め、発熱、咳、体調不良、味覚臭覚異常を訴えた従業員は43人であった。そのうち確定例は3人であった。健康観察期間中に症状が新たに出現した者は確認されなかった。利用客の情報については、把握出来なかった。飛沫感染の他に、確定例との接触について、特に、飲食に関する共有する物品での一連の動作による接触感染の可能性についても示唆された。

はじめに

2020年3月にみなと保健所が実施した夜の接待を伴う飲食店における新型コロナウイルス感染症確定例が複数例確認された。その中で、店舗の積極的疫学調査を行った事例をまとめた。

調査の概要

夜の接客を伴う飲食店A（以下飲食店A）に勤務する新型コロナウイルス感染症確定例が確認され、管轄する保健所として「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法とする）」15条に基づき訪問による積極的疫学調査を実施した。

調査は、みなと保健所ホームページに掲載してある企業等に対する新型コロナウイルス感染症のみなと保健所の調査について（令和2年2月26日）<https://www.city.minato.tokyo.jp/hokenyobou/documents/kigyou.pdf>（別紙1）のとおり実施した。調査は医師、保健師、食品衛生監視員の3人で行った。

飲食店Aの従業員の症状の有無、最終勤務日、発症日を調査し、解析では飲食店内での発生状況をまとめた。

調査の結果

飲食店Aは、いわゆるナイトクラブに属し3フロアを所有している、従業員126人の大規模店舗である。店内は、2フロアが仕切りのないボックス席で、1フロアが複数の個室対応となっていた。女性従業員が利用客と長テーブルを挟み向かいあって座り、会話をしたり、席ごとに利用客に対して飲み物を作ったりする環境であった。直接利用客の体幹に触れた

り、隣に座ることはないとのことであった。飲食店 A の濃厚接触者について調査を行ったところ、3 月 20 日以降の確定患者を含め、発熱、咳、体調不良、味覚臭覚異常等を訴えた従業員は 43 人であった。そのうち発熱が有ったと回答したものが 23 人、味覚異常が 7 人、体調不良が 7 人、風邪症状が 3 人、咳が 2 人、倦怠感が 1 人であった。同期間中にインフルエンザと診断されたもの 1 人、溶連菌と診断されていたものが 2 人あった。有症状者でその症状が発現した日が判明している 19 人のうち、初発の発症日である 3 月 20 日以前に症状が発現した者を除く 18 人の有症状の発生状況を図 1 にまとめた。最初の確定例が index case かどうかは明らかになっておらず、発生状況から複数の曝露があった可能性も考えられた。確定例以外は PCR 検査をおこなっておらず、新型コロナウイルス感染症の確定には至っていない。利用客の接触者調査は行われていないため、利用客の 2 次感染は不明である。

飲食店 A は 3 フロアを有し、天井が高く、フロア面積は各階 256 m²であった。店側の記録によると 3 月に入ってから来客は同時期の通常期の 3 分の 1 程度、1 日あたり約 30~40 人程度であった。このことから従業員および利用客が配置されても、いわゆる完全な「3 密」にはならないと考えられた。

同店の利用客の滞在時間は平均 1 時間程度であり、また、ブロック席は広く、従業員はマスクをしていないものの、従業員及び利用客全員が長時間の会話をしているわけではなかった。そのため、飛沫感染に加え、共有物品を介する接触感染も疑われた。例えば、接客の場で作る水割りなどの一連の動作（グラス、マドラー、アイストングなどを介しての接触感染）やテーブルを介して感染する可能性も否定できないと考えられた。もしそうであれば、複数の従業員が同一のボックスで接客している間に感染した可能性を示唆しており、この可能性は従業員間のみならず利用客にも当然に感染のリスクがあったと考えられる。利用客については一切有症状調査がなされていないので、その感染状況を把握できないが、接客から利用客へも接触感染の可能性があったと類推される。こうした状況で仮に利用客が発症した場合、飲食店 A で接客を受けたことを申告していない可能性も高く、感染経路不明に分類される。感染源の調査はあくまで感染者の申告によるものであり、秘匿したい意図があれば、それを覆すことは不可能でありおのずと限界がある。夜の接客は、長時間の濃厚接触と、他の飲食と比べてもより秘匿したい意思によって、把握が一層難しくなる。その意味で接客を伴う飲食店の出入りおよび営業自粛は、感染症対策上有効であった可能性が高い。

飲食店 A の従業員のうち 3 月 20 日以降勤務した者を濃厚接触者として、確定患者の最終出勤日以降 2 週間の自宅待機を要請した。また飲食店 A に対しては、消毒命令と店舗の営業自粛を要請し、受け入れ、当面については営業の自粛を行った。

港区は 4 月 2 日に区内の接客を伴う飲食店に対し店内等の消毒を呼びかける通知を 851 社に発送した。（別紙 2）

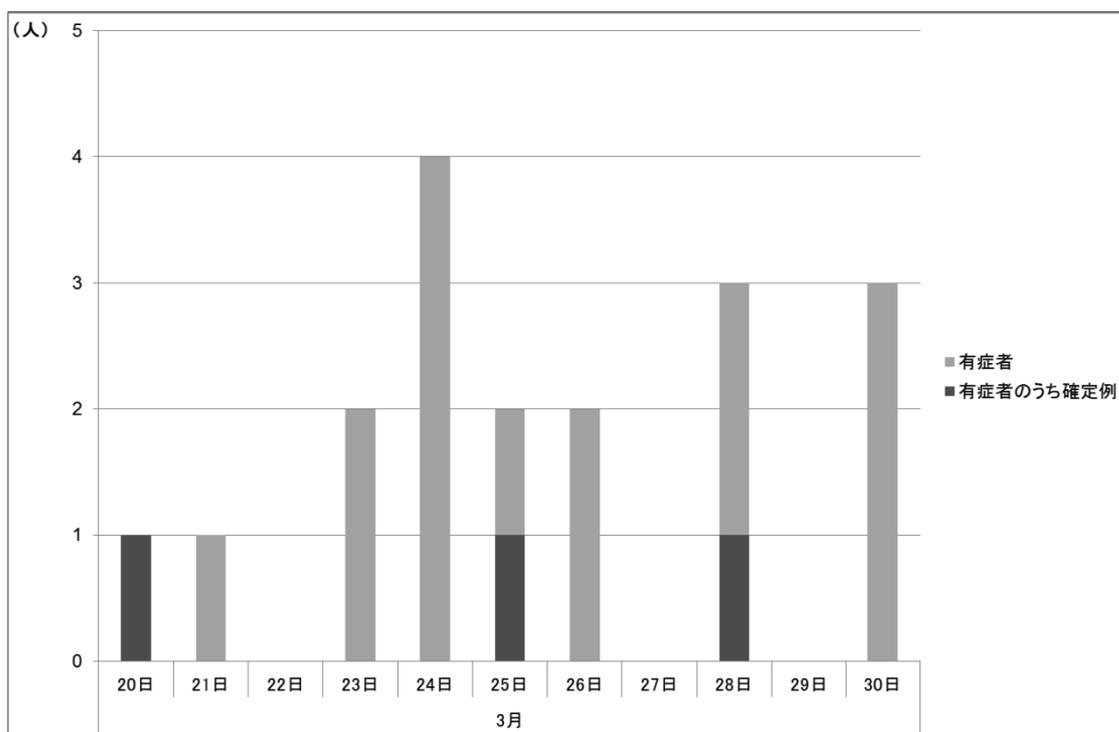
東京都知事は 3 月 30 日記者会見でバーやナイトクラブなど接客を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウスへの出入りを自粛するよう要請した。また、国の非常事態宣言もあり、飲食店

A は5月4日現在、ホームページ上、営業の自粛を継続していることが確認されている。

東京都及び全国において4月1～3日に疫学曲線上のピークを迎えた。潜伏期間を差し引いて3月30日の都知事の会見は、もしかするとその形成に重要な役割を担った可能性も考えられる。

4月21日に新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領が改訂され、濃厚接触者は「手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）」と定義された。これは飛沫感染を想定していると思われるが、本事例のように接触感染が疑われる接客を伴う飲食店のほか、医療機関や施設内感染においても接触感染を疑う集団発生が複数発生していることから、保健所が職場等における濃厚接触者を特定するにあたっては、接触感染の可能性も視野に入れて慎重に検討するとともに、消毒命令の通知を出して、不特定多数の人が触れる部分（ドアノブ、手すり、トイレなど）の消毒を行ってもらう必要がある。また、こうした飲食店の従業員には営業する場合、感染症まん延防止対策として、手洗い及び手指消毒による手指衛生や、物品の共有を避ける等の注意喚起が重要であると考えられる。

図1 発症日が判明している18人における発症日



この報告に関する連絡先：港区みなと保健所

Email: matsumoto-kayo@city.minato.tokyo.jp

企業等に対する新型コロナウイルス感染症のみなと保健所の調査について

港区内の企業等において新型コロナウイルス感染症の患者が発生した際には、みなと保健所が感染症法に基づく積極的疫学調査を実施します。患者の所在地が港区外の場合には、患者が所在する自治体の保健所から依頼を受け、調査を行います。

この調査に関するみなと保健所の対応の流れは以下の通りです。参考にしてください。

主な流れ

1 勤務先等に対する積極的疫学調査の実施

- (1) 飛沫感染対応：患者の勤務状況、最終出勤日、行動履歴の確認や勤務先等の見取り図などにより、フロアーの状況、座席の配置等を確認して濃厚接触者を決定。
- (2) 接触感染対応：消毒についての指導：アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム等による不特定多数が触れる場所（ドアノブやスイッチ等）の消毒について指導。
 - 調査の前に準備をしていただくこと
 - ・患者が在籍する部署のフロアーの見取り図（座席表を含む）
 - ・保健所との連絡窓口担当を決めておく

2 みなと保健所から濃厚接触者に対して自宅待機を要請

ただし、現時点での対応であり、今後自宅待機の期間等、変わる場合があります。

- ① 濃厚接触者に対しては、最終接触日から2週間の自宅待機を要請
- ② 対象企業に対して、濃厚接触者のリストの作成を依頼（氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号）
- ③ 濃厚接触者に対しての健康観察：毎日の検温を依頼し、勤務先で取りまとめの上、保健所に連絡をするように依頼する。また、発熱等体調不良の時には自宅住所を管轄する保健所が設置した「帰国者・接触者相談センター」に連絡するように伝える。
- ④ 濃厚接触者について自宅住所を管轄する保健所に対して、みなと保健所から情報提供を行うことを伝える。

※ 保健所は、濃厚接触者以外の人についての行動制限は不要のため、自宅待機などの要請はいたしません。ただし、企業が独自の判断の下に、濃厚接触者以外の人に在宅勤務を指示したり、観察期間を延ばしたりすることについては、妨げるものではありません。

※ 保健所は消毒場所や消毒剤等を指導します。消毒の実施は各企業でしていただきます。

※ 保健所から各企業に対して、情報を公表するように指示することはありません。独自判断で公表する場合は、個人情報の保護や人権上の配慮に十分ご注意ください。

積極的疫学調査とは（感染症法第15条）

積極的疫学調査とは、感染症法に基づき、保健所など行政が感染症の発生した周辺状況などの情報を収集し、発生した集団感染の全体像や感染経路及び感染源などを推定し、感染拡大の防止に役立てるものです。

令和2年4月2日

食品事業者各位

港区みなと保健所長

新型コロナウイルス感染症に関わる感染症防止対策について

日頃より港区の食品衛生行政にご協力を賜りありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に関しては、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」において、市民や事業者の皆様にも最も感染拡大のリスクを高める環境(①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場)での行動を十分抑制していただくことが重要とされています。

現在、東京都によると夜間から早朝にかけて営業しているバー、ナイトクラブ、酒場等接客を伴う飲食業の場で感染したと疑われる事例が多発しています。接触か飛沫で感染し、特に接触感染では感染者が咳などを手で押さえることでウイルスが手に付き、触れた物を介して他の方が口などを触ることで感染します。このため、共用する物品等に対し消毒などの対策を講じることが必要です。

新型コロナウイルス感染症防止については、ノロウイルス対策と同様の消毒方法が有効になります。特に、客席、取っ手、ドアノブ、トイレなどの共用する部分の消毒が重要です。消毒方法については、手など皮膚の消毒を行う場合には、消毒用アルコール(70%)を、物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム(0.1%)*も有効であることが分かっています。清掃・消毒方法については、別紙を参照いただき店舗での対策を講じていただきますようお願い致します。

*次亜塩素酸ナトリウム(0.1%)は濃度が高いため、脱色や腐食が起こることがあります。取り扱いには十分お気をつけください。

新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は、港区ホームページをご覧ください。

なお、従業員等が新型コロナウイルスに感染した場合は、その方の濃厚接触者(来店客を含む)に対し積極的疫学調査の協力や14日間の自宅待機等を要請する場合があります。

※調査の流れについては裏面をご参照ください。

問い合わせ

(新型コロナウイルス感染症に関する一般相談)

保健予防課保健予防係 電話 03-3455-4461

(消毒方法に関する相談)

生活衛生課食品担当 電話 03-6400-0045~0047